

いちご一会とちぎ国体上三川町売店出店者募集要領

(趣旨)

第1条 いちご一会とちぎ国体上三川町実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、出場する選手・監督等の大会関係者及び一般観覧者の満足度の向上を図るため、上三川町開催競技会場内において、いちご一会とちぎ国体上三川町売店設置運営要項（以下「要項」という。）に基づく売店の出店者（以下「出店者」という。）を募集する。

(設置場所、開設期間及び募集数等)

第2条 設置場所、開設期間及び募集数等は下記表のとおりとする。

競技名	フェンシング				
競技会場	上三川町体育センター				
住所	上三川町大字上三川4270番地				
競技日程	令和4年10月2日（日）～5日（水）				
開設期間	4日間				
大会参加者 総数	約500名（選手・監督・競技関係者）				
募集数	全体	内訳			
	7	スポーツ 用品	郷土物産品 国体グッズ	飲食物	宅配便等
		2	2	2	1
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・ 出店場所は屋外とする。・ 売店の開設時間は競技時間にあわせているため、日によって異なる。なお、出店料は変わらない。・ 原則として、設置期間中の途中開設及び途中閉鎖は認めない。				

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の販売品目において応募数が募集数を超過した場合、販売品目の均衡を考慮し大幅な偏りがなければ、実行委員会の裁量により内訳数を変更する。
--	---

(開設時間)

第3条 原則として、競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。なお、実行委員会は、必要に応じて開設時間を変更できるものとする。

(出店規模、出店位置)

第4条 出店規模は、原則として1ブース約20㎡(2間×3間)とし、ブースはテントを設置して区画を設けることとする。また、ケータリングカーにて出店する場合、テントは設置しないものとし、ケータリングカー1台につき1ブース使用とする。なお、実行委員会は出店状況を勘案し、必要に応じて出店規模を変更することができるものとする。出店位置は実行委員会により決定し、出店者決定後通知する。

(運営設備)

第5条 実行委員会は、1ブースごとに下記表の設備を準備する。なお、ケータリングカーによる出店の場合は、用意しない。

No	設備	規格(目安)	数量
1	テント	2間×3間 (3,600mm×5,400mm)	1張
2	長机	1,800mm×450mm	3台
3	パイプ椅子		4脚

2 上記表以外に個別に必要な備品については、出店者が準備する。また、持込備品は「売店従事者及び搬入車両予定表(要項様式第3号)」にて申請すること。実行委員会は、「売店許可決定通知書

(要項様式第5号)」にて、使用を許可する備品について示すものとする。なお、実行委員会の許可を受けて、次のア～オを使用する出店者は、ブース内に消火器を設置すること。

(1) 実行委員会の許可が必要となる備品（主なもの）

ア 発電機

イ 発電機利用による電気器具類（コンロ・保温機器・冷蔵庫・照明）

ウ 給排水設備（会場内の水道は使用不可）

エ プロパンガスボンベ

オ その他火気または燃料等危険物

(出店料)

第6条 1 ブースあたりの出店料は下記表のとおりとする。

No	業者	出店料
1	町内事業者（町内営業所有）	1日 2,000円 × 出店日数
2	町外事業者	1日 4,000円 × 出店日数

2 次に該当する場合には、出店料を免除する。該当者は、「売店出店料免除申請書（要項様式第7号）」を提出し、実行委員会から「売店出店料免除許可証（要項様式第8号）」の交付を受けること。

(1) 国等による障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年6月27日法律第50号）に規定する障害者就労支援施設

(2) 公共目的をもって出店する国又は地方公共団体

(3) その他実行委員会が適当と認めた者

(販売品目)

第7条 売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) スポーツ用品

(2) 国体記念グッズ

国民体育大会標章又はいちご一会とちぎ国体マスコット「とちまるくん」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又はいちご一会とちぎ国体の使用承認を得ているもの。

(3) 郷土物産品

上三川町または栃木県の名産品として、営業店舗等で販売しているもの。アルコール飲料については、土産品として取り扱っている商品のみ販売可とする。

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設（以下「営業許可施設」という。）において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。

イ 現地調理品

あらかじめ営業許可施設において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うもの。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が特に必要と認めたもの

（出店者条件）

第8条 出店の応募にあたり、応募者は下記(1)(2)の条件を満たすこととする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請書提出時点において、1年以上町内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 過去の国民体育大会もしくは競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 次の条件のいずれも満たす者

ア 各競技開催期間中、本要領で定める開設時間を遵守し継続して出店できること。

イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は届出を提出し承認を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時点から過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。

エ 郷土土産品及び飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間食中毒の事故歴がないこと。

オ 調理従事者については、出店前一月以内に検便を実施できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血大腸菌（O157等）及びノロウイルスとする。

カ 納税義務が履行されていること。

キ 上三川町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団関係者でないこと。

ク 従業員として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

ケ 実行委員会が企画する出場者へのおもてなしに関する取組に協力すること。

(出店申請・決定通知)

第9条 応募者は、要項に規定されている下記表の書類に必要事項を記入のうえ、受付期間内に実行委員会へ持参又は郵送で提出すること。なお、添付書類3及び添付書類4については、申請書提出日3か月以内に発行されたものとする。

No	必要書類		特記事項
1	要項様式 第1号	売店出店申請書	
2	要項様式 第2号	売店出店概要書	
3	要項様式 第3号	売店従事者及び搬入車両予定表	
4	要項様式 第4号	誓約書兼承諾書	
5	要項様式 第7号	売店出店料免除申請書	該当者
6	添付書類1	売店従事者すべての本人確認書類	顔写真付き公的身分証明書
7	添付書類2	「食品営業許可証」（保健所から許可を受けている書面）の写し	該当者
8	添付書類3	上三川町税完納証明書（写し可）	該当者
9	添付書類4	納税証明書その3の3（法人・写し可） 納税証明書その3の2（個人・写し可）	

2 実行委員会において、前項に規定する申請があったときは、本要領に基づいて審査・選定する。ただし、当該申請をした者が募集数を超過した場合は、審査後抽選により選定するものとし、次のいずれかに該当するときは、優先して選定する。

- (1) 競技団体の推薦を受けた者
- (2) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (3) 障害者就労支援施設

(4) 上記(1)～(3)に掲げるもののほか、募集の趣旨、来場者のニーズ、郷土のPR、出店品目のバランス等を考慮し、実行委員会が適当であると認めた者

3 実行委員会は、出店者として選定した者に対して、「売店許可決定通知書（要項様式第5号）」を送付する。なお、「売店出店料免除申請書（要項様式第7号）」の提出を受け、実行委員会が承認した応募者には、「売店許可決定通知書（要項様式第5号）」とともに、次の(1)及び(2)の書面を同時に送付する。また、食品を取り扱う者には、(3)を送付する。(3)は期日までに記入し、実行委員会に提出すること。

(1) 売店出店許可証（要項様式第6号）

(2) 売店出店料免除許可証（要項様式第8号）

(3) 取扱食品概要書（行事に伴う食品関係の臨時出店に係る指導要領別記様式2）

4 「売店許可決定通知書（要項様式第5号）」により出店を許可された者は、同通知書記載の出店料を確認のうえ、期日までに指定口座に振り込むこと。なお、振込手数料は、出店者にて負担することとする。

5 実行委員会は、出店料の納付を確認後、出店者に対し、「売店出店許可証（要項様式第6号）」を交付する。

（応募期間、応募方法）

第10条 応募期間等は下記のとおりとする。

(1) 受付期間 令和4年3月1日（火）から4月28日（木）まで

(2) 応募方法 持参または郵送（受付期限の消印まで有効）

(3) 提出先 いちご一会とちぎ国体上三川町実行委員会事務局

（その他）

第11条 書類の作成、郵送等、応募に要する費用は申請者の負担と

する。

- 2 実行委員会は、1 出店者につき 1 台分の出店者専用駐車場を準備する。2 台以上使用する場合、2 台目以降は一般駐車場に駐車すること。なお、「売店従事者及び搬入車両予定表（要項様式第 3 号）」には、使用車両全ての情報を必ず記載すること。駐車位置については、出店決定後に通知する。
- 3 売店を見回る警備体制はないため、夜間等、翌日に備えてテント内に荷物を保管する場合には、出店者の責任において管理すること。実行委員会では出店者の荷物について一切責任を負わないこととする。
- 4 悪天候等で、やむをえず売店出店を中止する場合は、実行委員会より速やかに該当する出店者に連絡するとともに、大会終了後に出店料を還付（中止日数分）する。
- 5 本要領に反する場合や実行委員会への事前相談がない行為が判明した場合は、直ちに売店出店許可を取消し、売店及び搬入車両の撤去命令を出すことができるものとする。
- 6 出店者は、実行委員会に対して、出店許可取消に伴う損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することができないものとする。ただし、出店者の責めに帰することができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を返還することができるものとする。
- 7 実行委員会は、来場者に対し無料のドリンク等を提供するほか、選手・監督へ弁当の斡旋を行う。
- 8 実行委員会は、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとし、提出された書類は返却しない。なお、提出書類に含まれる個人情報については、売店出店に関連する場合のみ使用するものとし、その他の目的には使用しない。

第 1 2 条 書類提出及び問合せ先は次のとおりとする。

〒 3 2 9 - 0 6 9 6 上三川町しらさぎ一丁目 1 番地

いちご一会とちぎ国体上三川町実行委員会事務局

(上三川町教育委員会事務局 生涯学習課 国体推進係)

平日 8 : 3 0 ~ 1 7 : 1 5

電 話 : 0 2 8 5 - 5 6 - 9 1 7 4

F A X : 0 2 8 5 - 5 6 - 6 6 9 1

メール : gakusyu01@town.kaminokawa.lg.jp

附 則

この要領は令和 4 年 2 月 9 日から施行する。